

COLUMN 4

諸外国の「自殺報道ガイドライン」

自殺に関する報道の影響で自殺者数が増える現象は「ウェルテル効果」と呼ばれ、多くの研究で実証されてきた。新型コロナウイルス感染拡大の中、我が国では令和2年の自殺者数が11年ぶりに増加に転じたことに伴い、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）は、「令和2年度 我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」の中で、令和2年下半期に相次いだ著名人の自殺報道の影響を受けたとみられる自殺者数の増加について分析した。厚生労働省及びJSCPではこれまで、メディア各社に対し世界保健機関（WHO）作成の自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう繰り返し注意喚起を行ってきた。

自殺を取り巻く状況や文化的背景は国や地域によって大きく異なる。WHOの自殺報道ガイドライン（2017年版）では「メディア関係者は可能ならば自身の地域の自殺対策コミュニティと協力し、地元のメディア報道ガイドラインを利用することをお勧めする」と記されており、WHOが平成12年にメディア関係者向けガイドラインを発行して以降、多くの国でそれを参考にした独自ガイドラインが作成されてきた。

近年、オンラインでのメディア報道の配信だけでなく、市民によるSNSやブログ等での情報発信が急増する中、その拡散力の高さから、従来のマスメディアだけでなく、オンラインでの幅広い情報発信に適用できるガイドラインのニーズはますます高まると思われる。一方、WHOのガイドラインではオンラインに関する記載が限定的であるため、各国では独自の項目を作成する例も多くみられる。

我が国では、WHOガイドラインの最新版を翻訳した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版」（いわゆる「WHO自殺報道ガイドライン」）が広く参考にされているが、その他に、我が国で作成され全国的に普及しているガイドラインはないと思われる。今後我が国の報道における慣習や報道関係者の考えを踏まえ、より時代に合ったきめ細かなガイドラインの作成が必要だと考えられ、各国のガイドラインの中で、先進的・特徴的と思われるオーストラリア、アメリカ、韓国の事例を以下で紹介する。

1 オーストラリア「自殺と精神疾患に関する報道—マインドフレイムによるメディア関係者のための手引」(Reporting suicide and mental ill-health: A Mindframe resource for media professionals)¹



（出典：mindframe.org.au）

Mindframeは、メンタルヘルスと自殺予防に取り組む研究機関Everymindが運営するプログラムで、オーストラリア政府の資金提供を受けている。本手引は自殺、精神疾患に関する安全なメディア報道、描写、コミュニケーションを支援するため、メディア関係者や自殺対策関連団体などの協力を得て作成された。平成14年の初版以降、改訂を重ね、2020年版が最新版となる。内容は①自殺に関する報道と描写、②精神疾患に関する報道と描写の2部構成で、序文冒頭で「自殺や精神疾患に対する社会の態度や認識を形成し強化する上で、メディアは重要な役割を担っている」とメディアの責任に言及している。MindframeのWebサイトがガイドラインを補完しており、エビデンスに基づく報道の留意点が、多面的な視点から記されている。

例えば、自殺に関するデータを正しく解釈し報じるための助言、先住民コミュニティでの自殺について報じる際の留意点、自殺の報じ方等についてメディアが相談できる組織や専門家の連絡先、メディア関係者自身のセルフケア、自殺と関連性のある安楽死や自傷行為の

1 <https://mindframe.org.au/guidelines>

報道に関する提言、オンラインでの留意点、自殺念慮を抱える人や自殺未遂経験がある人へのインタビューに関するアドバイス等、質の高い自殺報道とメディア関係者をサポートするための情報が充実している。

2 アメリカ「自殺報道に関するベストプラクティスと提言」(Best Practices and Recommendations for Reporting on Suicide)²



©Reidenberg & SAVE.
Used with permission.

平成23年に自殺対策の非営利組織SAVEにより作成され、令和2年にアップデートされている。自殺対策にかかわる国内外の多くの機関や専門家の協力を受け、世界の100以上の研究に基づき作成されている。自殺に関する安全な報道のための提言が9項目にまとめられており、それぞれに「やってはいけないこと」、「やるべきこと」が、簡潔に分かりやすく記載されている。Webサイト「Reporting on Suicide」にはこれらの具体例も記されている。例えば、遺書に関する報道では、「遺書の内容の公開」を避けるべきとし、「遺書が発見されたことのみ言及する」ことを推奨している。避けるべき報じ方の具体例として「経済的な問題など、自殺の理由を記した遺書が発見されました」という文例を示し、それを避けるべき理由も論理的かつ簡潔に説明している。

また、個人のソーシャルメディア、ブログ等にもこの提言が適用されるとし、オンラインで自殺について報じる際の留意点をホームページに追記している。銃乱射事件等の、他者を殺害した後に自ら命を絶つ事件の報じ方について触れている点も、特徴の1つといえる。

3 韓国「自殺報道勧告基準」(자살보도 권고기준)³



平成25年に、韓国生命尊重希望財団（当時の韓国中央自殺予防センター）と韓国記者協会、韓国保健福祉部（日本の厚生労働省に相当）が共同で独自のガイドラインを作成した。2018年改訂版「自殺報道勧告基準3.0」が最新版となっている。

韓国では2000年代後半ごろ、芸能人等の自殺がセンセーショナルに報じられ模倣自殺が増えるケースが相次いだ。そのため、自殺報道勧告基準では著名人の自殺報道への対応に力点が置かれている。

なお、最新版の特徴として、ガイドラインの各項目に関連する実際の新聞記事やテレビ放送の画像が、「良い例」、「悪い例」として掲載されていることが挙げられる。例えば、自殺が起きた現場や遺影の写真、自殺の動機を断定するような見出し（例：「就職できずに自殺」）をつける等、どのような言葉や表現、写真・映像の使用が望ましくないかを具体的に分かりやすく伝えている。

また、ガイドラインの前文では、自殺報道でのマスコミの社会的責任を明記すると同時に、テレビや新聞、ネットメディア等に加え、警察や消防などの国家機関、さらに個人のSNSやブログ、オンラインコミュニティなどもガイドラインに留意しなければならないとしている。

一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター（厚生労働大臣指定調査研究等法人） 広報官
山寺香
朴惠善

² <https://reportingonsuicide.org/recommendations/>

³ <https://kfsp.org/sub.php?id=issue&mode=view&menukey=10&idx=258&page=2&menukey=10>